

匿名データ有識者会議開催要領

平成 30 年 3 月 30 日
統計研究研修所長決定
最終改正 令和 6 年 4 月 1 日

1 目的

「公的統計の整備に関する基本的な計画」（平成 30 年 3 月 6 日閣議決定）において、匿名データについて、総務省統計研究研修所の支援を受け、より広い範囲の者が利用できるようにする形での提供に向け、必要な法制面、技術面からの検討を踏まえ、早期の提供を検討することとされた。このため、諸外国における状況も参考にしながら、匿名データの効率的な作成方法や匿名性の審査方法などについて、具体的かつ専門的に検討する必要がある。そこで、統計研究研修所において、技術的な支援をする立場から、匿名データの作成・提供に係る運用方法の検討や匿名レベルの検証を目的として、幅広い知見を有する学識経験者を交えて「匿名データ有識者会議」（以下「本会議」という。）を開催する。

2 検討課題

- (1) 匿名データの効率的な作成方法に係る匿名化処理基準、審査表等について
- (2) 各府省が策定した匿名データの作成に関する計画・実施案の審査方法等について
- (3) 各府省が作成した匿名データにおける匿名レベルの検証方法等について
- (4) その他匿名データの作成・提供に関することについて

3 構成及び運営

- (1) 本会議は、統計研究研修所長が主宰する。
- (2) 本会議の構成員及びオブザーバーは、別紙 1 のとおりとする。
- (3) 本会議に座長を置く。座長は、統計研究研修所長があらかじめ指名するものとする。
- (4) 座長は、本会議の検討を促進するため、必要に応じてワーキンググループを開催することができる。開催するワーキンググループは別紙 2 のとおり。
- (5) 座長は、必要があると認めるときは、構成員以外の学識経験者・関係府省等の出席を求め、意見を聴くことができる。
- (6) 本会議は、非公開とするが、会議終了後に配布資料を公表するとともに、速やかに議事概要を作成し、これを公表することとする。ただし、配布資料については、座長が必要と認めるときは非公開とすることができる。
- (7) その他本会議の運営に必要な事項は、座長が定めるところによる。

4 開催

本会議は、年 4 回程度開催する。各ワーキンググループについては、課題等に応じて適宜開催し、その内容について本会議に報告する。

5 庶務

本会議の庶務は、統計局及び政策統括官（統計制度担当）の協力を得つつ、統計研究研修所研究部研究開発課において処理する。

附則

この要領は、平成30年3月30日から施行する。

附則

この要領は、平成31年4月24日から施行する。

附則

この要領は、令和元年6月13日から施行する。

附則

この要領は、令和元年11月21日から施行する。

附則

この要領は、令和2年5月25日から施行する。

附則

この要領は、令和3年2月3日から施行する。

附則

この要領は、令和3年7月1日から施行する。

附則

この要領は、令和4年4月1日から施行する。

附則

この要領は、令和5年4月1日から施行する。

附則

この要領は、令和6年4月1日から施行する。

匿名データ有識者会議の構成員等

(50 音順・敬称略・◎は座長)

< 構成員 >

會田 雅人	滋賀大学データサイエンス・AI イノベーション研究推進センター 特任教授
伊藤 伸介	中央大学経済学部教授
◎ 加藤 久和	明治大学政治経済学部教授
高部 勲	立正大学データサイエンス学部教授
樋田 勉	獨協大学経済学部教授
村田 磨理子	公益財団法人統計情報研究開発センター主任研究員

< オブザーバー >

椿 広計	統計数理研究所長
廣松 毅	東京大学名誉教授
美添 泰人	一般社団法人新情報センター会長

匿名データ有識者会議のワーキンググループ

1 共通課題検討ワーキンググループ

(1) 目的

各統計調査に共通する匿名データに関する課題の検討の促進に資するために必要な事項についての整理等を行うことを目的とする。

(2) 構成員（50音順・敬称略）

會田 雅人	滋賀大学データサイエンス・AI イノベーション研究推進センター 特任教授
高部 勲	立正大学データサイエンス学部教授
樋田 勉	獨協大学経済学部教授

2 匿名データ作成方法ワーキンググループ

(1) 目的

個別の統計調査の匿名データの作成方法及び匿名性の審査に関する検討の促進に資するために必要な事項についての整理等を行うことを目的とする。

(2) 構成員（50音順・敬称略）

伊藤 伸介	中央大学経済学部教授
高部 勲	立正大学データサイエンス学部教授
村田 磨理子	公益財団法人統計情報研究開発センター主任研究員